

定住自立圏形成協定書

日向市（以下「甲」という。）と門川町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏形成協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成21年12月18日

甲 日向市本町10番5号

日向市

日向市長

黒木 隼二



乙 門川町本町1丁目1番地

門川町

門川町長

曾川 泉



別表第1（第3条第1項第1号関係）

① 医療

初期救急医療体制の確保	取組の内容	初期救急医療体制の確保を図るため、休日の在宅当番医制の維持について取組を行う。
	甲の役割	乙や関係町村と連携し、在宅当番医制について円滑に運営されるための必要な取組を行う。
	乙の役割	甲や関係町村と連携し、在宅当番医制の適切な利用等についての啓発等必要な取組を行う。
二次救急医療体制の確保	取組の内容	圏域の二次救急医療体制の確保と医師等の負担の軽減を図るため、自治体病院との連携を強化するとともに、救急医療の充実と機能強化を図る。
	甲の役割	(1) 乙や関係町村と連携し、二次救急医療体制確保のため関係機関との調整を行うとともに、関係医療機関の医師確保等について必要な支援を行う。 (2) 「日向市初期救急診療所」の設置者として、乙や関係町村と連携して当該診療所の機能の維持、充実を図る。
	乙の役割	甲や関係町村と連携し、二次救急医療機関の負担軽減のため、適正な受診や「日向市初期救急診療所」の利用促進などについて啓発等を行う。

② 産業の振興

企業誘致の推進	取組の内容	圏域の特性を活用し、雇用効果の大きい経営基盤の安定した優良で魅力的な企業の立地を推進し、雇用の促進を図る。
	甲の役割	(1) 甲の有する企業誘致のノウハウや日向市企業誘致顧問事業等に基づいて、乙と協力して積極的な企業誘致を行う。 (2) 甲の誘致した企業への乙の住民の雇用促進を図る。
	乙の役割	(1) 甲と連携し、企業誘致活動を実施するとともに、甲や企業等に対して工場用地や雇用促進のための情報提供など必要な支援を行う。
重要港湾細島港を活用した物流体制の整備	取組の内容	圏域の誇る工業製品や豊かな森林資源、農林水産等の地場産品の販路拡大のため、重要港湾細島港の利用促進や、港湾施設の整備等を行う。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、細島港の利用促進のための情報収集・提供等ポートセールスに努めるとともに、国・県と連携して沖防波堤などの施設の整備を行う。
	乙の役割	甲と連携し、細島港の利用促進のための情報収集・提供等ポートセールスを行うとともに、港を活用した森林資源や農産物等の販路拡大のための支援を行う。

森林を活用した低炭素生活圏の形成	取組の内容	圏域の豊富な森林資源を活用し、バイオマスの収集・運搬技術から変換エネルギー利用技術までを通した一貫した地産地消・地域循環型エネルギーシステムを構築し、企業との連携により環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度を導入することにより、森林資源の適正管理や有効活用、新たな雇用の確保と経済の活性化を図る。
	甲の役割	乙や関係町村と連携し、木質バイオマス活用システムやカーボン・オフセットについての調査研究及び企業との調整など、導入に向けた取組を行う。
	乙の役割	甲や関係町村と連携し、木質バイオマス活用システムやカーボン・オフセットの導入についての協力、関係機関や生産者への情報提供など、必要な支援を行う。
日向地域の農畜産物ブランドの確立	取組の内容	(1) 本圏域で「みやざきブランド認証品」として県から認定されている「みやざきへべす」、「完熟きんかん」、「みやざきエコミニトマト」、「完熟マンゴー太陽のタマゴ」、「宮崎オリジナルスイートピー」、「みやざき乾しいたけ」、「宮崎牛」、「宮崎はまゆうポーク」、「みやざき地頭鶏」の農畜産物を推進するとともに、新たなブランド開拓を行うなど、農畜産ブランドの拡大と販売額の増加を図る。 (2) 日向地域農畜産物ブランドの情報発信を行う。
	甲の役割	(1) 乙や生産者、日向農業協同組合及び県等関係機関と連携し、生産量の拡大及び販売額の増加を図るとともに、技術開発や新たな市場開拓のため、産・学・官の交流連携を推進する。 (2) 乙や関係機関と連携し、必要に応じ広域による国庫事業等の活用による施設整備の調整等を行う。
	乙の役割	(1) 甲や地元生産者、日向農業協同組合及び県等関係機関と連携し、生産量の拡大及び販売額の増加を図るとともに、技術開発や新たな市場開拓のため、産・学・官の交流や連携を推進する。 (2) 甲や関係機関と連携し、日向地域の農畜産物ブランドの確立のため、生産者等との情報交換や技術開発、新たな市場開拓、施設整備等の支援を行う。

③ その他

災害時の相互支援	取組の内容	「日向東臼杵郡市町村における災害時相互支援に関する協定」に基づき、道路や通信手段が使用できなくなった場合の衛星系通信機器を使用した住民の安否確認や、災害の復旧等について相互に支援を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係町村と連携し、協定に伴う衛星系通信機器の活用訓練や、災害支援計画、備蓄関係の調整、担当者による連絡会議等について取組を行う。 (2) 乙や関係町村と連携し、災害時の行動計画の策定等を行う。
	乙の役割	(1) 甲や関係町村と連携し、訓練等を行うなど実行体制の整備を行う。 (2) 災害の復旧支援等について、受入態勢の整備を行う。

別表第2（第3条第1項第2号関係）

① 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの維持・強化	取組の内容	日向入郷圏域における公共交通の課題について調査・検証を行うとともに、住民の利便性が向上するような路線バスやコミュニティバス等の接続の改善、効果的かつ効率的な運行について調整を行うなど、圏域内の公共交通ネットワークの構築を図る。
	甲の役割	乙や関係町村と連携し、廃止路線代替バス「ロックタウン日向小原線」の利用促進や住民の利用しやすいダイヤの見直しなど、日向入郷圏域の地域公共交通の課題解決に向けた取組を行う。
	乙の役割	甲や美郷町と連携し、廃止路線代替バス「ロックタウン日向小原線」の利用促進やダイヤの見直しなど、乙の住民の利便性が向上するよう改善を行う。

② 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

交流による農林水産品の販売促進と地産地消の推進	取組の内容	圏域の農・商・工が連携して実施する甲や乙の地域などで開催する物産展等において、新鮮な海の幸・山の幸、加工品等を販売し、圏域の生産物の地産地消を推進するとともに、生産者と消費者等との交流の場を創出するなど、圏域の活性化を図る。
	甲の役割	乙や関係町村と連携し、「ぷらっとひゅうが駅市」の開催や、乙の地域などで開催する物産展等について積極的に支援を行うとともに、各商工団体等の関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	甲や関係町村と連携し、出店者の拡大及び参加の促進など、乙の生産者に対し物産展等の情報提供や、出展についての積極的な支援を行う。

③ 地域内外の住民との交流・移住促進

地域外との交流による中山間地域の活性化	取組の内容	本圏域は豊かな森林環境のほか、豊富な歴史や文化的資源を有していることから、「日向・東臼杵広域観光推進協議会」の実施する体験型のツアーなどにより、圏域外の住民との交流の促進や地域の活性化を図る。
	甲の役割	乙や関係町村と連携し、体験型ツアーの企画、宣伝、実施及び専門的なガイドの養成等について取組を行う。
	乙の役割	甲と協力し、体験型ツアーの企画・PRやおもてなしの心の醸成など、受入態勢の整備を行う。

④ その他結びつきやネットワークの強化に係る連携

児童・生徒の体験交流教育の促進	取組の内容	圏域の豊かな自然環境や文化を生かした体験活動等により、児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育成するとともに、中心市を核とした農山漁村の活性化を図る。
	甲の役割	乙や関係町村と連携し、児童・生徒の交流について参加者の募集や関係機関との連絡調整等について取組を行うとともに、児童・生徒の派遣や受入について態勢の整備を行う。
	乙の役割	甲や関係町村と協力し、児童・生徒の派遣を行うとともに、甲や関係町村の派遣する児童・生徒の受入態勢の整備を行う。
豊かな森林の保全	取組の内容	耳川や五十鈴川流域の川上及び川下住民の交流促進や、住民や企業、団体等が行う森づくり活動を支援することにより、下刈、間伐等適正な森林施業を実施し、森林の持つ水源涵養や国土保全機能を維持するとともに、災害の防止を図る。
	甲の役割	優れた森林景観の保全・創出のための複層林施業への誘導や、長伐期施業等による適切な森林管理等、圏域全体の計画の策定や事業の推進について調整を行う。
	乙の役割	甲と共同し、圏域の森林管理計画の策定に協力するとともに、計画に基づく事業の推進を行う。

別表第3（第3条第1項第3号関係）

① 人材の育成

職員等の研修	取組の内容	職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、圏域の職員の交流による研修会の実施や、講師としての職員の相互派遣、「日向入郷広域行政研究会」による圏域共通課題の共同研究する場の創設等を図る。
	甲の役割	乙や関係町村と連携し、合同で実施する職員研修について積極的に企画・立案を行うとともに、協力して研修会等を実施する。
	乙の役割	甲と連携し、研修実施についての必要な支援を行うとともに、研修に対し積極的に職員を派遣する。